

広陵町中小企業設備投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の活性化を図るため、競争力の強化又は技術力の向上に積極的に取り組む町内の中小企業者を支援し、設備投資を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において広陵町中小企業設備投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する施設（事務所、工場、研究所、店舗、倉庫）をいう。

(3) 取得価額 補助の対象となる設備の購入の代価に、当該購入に係る引取運賃、荷役費、運送保険料及び購入手数料の額を加算した金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 町税等を滞納していないこと。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営むものでないこと。

(3) 次条に規定する設備について、国、県等他の制度の補助等を受けていないこと。

（補助対象設備）

第4条 補助の対象となる設備は、競争力の強化又は技術力の向上に資する設備であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 機械若しくは装置又は工具、器具若しくは備品であること。

(2) 取得価額が一につき150万円以上であること。

(3) リース契約に基づくものでないこと。

(4) 町内の事業所に設置するものであること。

(5) 中古品にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を超えていないものであること。

（補助額）

第5条 補助金の額は、取得価額に100分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

とし、1補助対象者につき100万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき年度当たり1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、あらかじめ、広陵町中小企業設備投資促進補助金交付申請書

(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 設備投資概要書(様式第2号)
- (2) 設備の見積書
- (3) 定款及び直近の決算書(法人以外にあっては、これらに相当する書類)
- (4) 事業証明書
- (5) 事業所の位置図
- (6) 履歴事項全部証明書(法人に限る。)
- (7) 町税に滞納がない証明書
- (8) 導入する設備の概要が確認できる書類
- (9) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、広陵町中小企業設備投資促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じたときは、速やかに広陵町中小企業設備投資促進補助金変更申請書(様式第4号)に、第6条に掲げる書類等を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、広陵町中小企業設備投資促進補助金変更決定通知書（様式第5号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び実地調査）

第9条 交付決定者は、設備の設置完了後、速やかに、広陵町中小企業設備投資促進補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 領収書の写し等支払いを確認できる書類

(2) 設置完了後の設備の写真

(9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告があったときは、必要に応じて担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、広陵町中小企業設備投資促進補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、広陵町中小企業設備投資促進補助金交付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定取消）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 交付決定後、2年以内に事業を廃止又は町内での操業を取りやめたとき。

(4) 交付決定後、2年以内に設備を売却、譲渡、交換若しくは町外に移設又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定め当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(成果の報告)

第14条 補助金の交付を受けた中小企業者は、当該設備投資における成果について、町長から求めがあったときは、速やかにこれを報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。